

豊橋技術科学大学リサーチセンター設置基準等に係る取扱い

(平成19年9月12日制定)

(趣旨)

第1条 豊橋技術科学大学に設置するリサーチセンター(以下「リサーチセンター」という。)の設置基準, 設置審査及び設置後の評価について, 必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 リサーチセンターの設置にあたっては, 次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 特定のテーマのもと, 複数の系または総合教育院の教員からなる研究組織であるリサーチコアを複数設置すること。
- (2) リサーチセンター運営のための外部資金を年間3,000万円以上獲得できること。ただし, 学長が認めた場合は, この限りではない。

(設置)

第3条 リサーチセンターの設置については, 戦略企画会議, 教育研究評議会及び役員会の議を経て, 設置するものとする。

(設置期間)

第4条 リサーチセンターの設置期間は, 3年以内とする。ただし, 学長が認めた場合はこの限りではない。

(設置に伴う措置)

第5条 学長は, 設置したリサーチセンターの活動を支援するため, 予算, 人員, 施設等の配慮を行うものとする。

(評価専門部会)

第6条 リサーチセンターの評価(以下「評価」という。)については, 戦略企画会議の下に設置するリサーチセンター評価専門部会(以下「専門部会」という。)において行う。

(専門部会の組織)

第7条 専門部会は, 次に掲げる部会員をもって構成する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学長が指名した学長特別補佐又は学長補佐 若干名
- (3) 目標・評価本部長
- (4) 事務局長
- (5) その他部会長が必要と認めた者

(専門部会の招集及び議長)

第8条 専門部会に部会長を置き、前条第1号の部会員をもって充てる。

2 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会長の指名した部会員がその職務を代行する。

(評価)

第9条 専門部会は、設置期間終了の6箇月前に評価を行うものとする。ただし、学長が必要と認める場合は、別に評価を行うことができるものとする。

2 リサーチセンター長は、評価を受ける1箇月前までに、別紙1「リサーチセンター進捗状況報告書」を専門部会に提出しなければならない。

3 評価にあたっては、次の各号に掲げる事項について評価を行うものとする。

(1) 設置目的に沿った運営

(2) 設置後の研究成果

(3) 今後の研究計画及び期待される効果

4 評価の方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 提出された書面による審査

(2) 必要に応じて行う実地調査・ヒアリングによる審査

(3) 前2号の審査を勘案した総合評価

(評価結果の通知等)

第10条 専門部会は、前条の評価結果を、学長に報告する。

2 学長は、前条の評価結果について、戦略企画会議、教育研究評議会及び役員会の意見を聴いた上で、前条の評価結果に意見を付して、当該リサーチセンター長に通知する。

3 当該リサーチセンター長は、前項の通知に基づき、必要な措置を講じるものとする。

4 前条の評価結果は、別紙2「リサーチセンター評価結果報告書」及び別紙1「リサーチセンター進捗状況報告書」を、本学ホームページに掲載し、公表するものとする。

(設置期間の更新)

第11条 リサーチセンター長は、期間の更新を希望する場合は、前条第2項の評価結果通知受領後2週間以内に、別紙3「リサーチセンター設置更新申請書」及び別紙4「リサーチセンター事業実施計画書」を学長に提出しなければならない。

2 設置期間の更新の手続きについては、設置時の取扱いに準ずるものとする。

(改組等)

第12条 リサーチセンター長は、設置済みのリサーチセンターの名称，設置目的，組織の変更（以下「改組等」という。）を希望する場合は，改組等予定日の6箇月前までに学長に申し出るものとする。

2 改組等の手続きは，設置時の取扱いに準ずるものとする。

3 改組等が行われる場合において，学長が必要と認めた場合は，第9条に準じて評価を行うものとする。

(その他)

第13条 この取扱いに定めるものの他，必要な事項は戦略企画会議が別に定める。

附 記

1 この取扱いは，平成19年9月12日から実施する。

2 未来ビークルリサーチセンター，インテリジェントセンシングシステムリサーチセンター，地域協働まちづくりリサーチセンター，未来環境エコデザインリサーチセンター，先端農業・バイオリサーチセンター，先端フォトニック情報メモリリサーチセンター，メディア科学リサーチセンターは，この取扱いに基づいて設置されたものとする。

3 第11条第1項の規定にかかわらず，未来ビークルリサーチセンターについては，この取扱い制定後3箇月以内に評価を行うものとする。

附 記（平成22年3月31日）

この取扱いは，平成22年4月1日から実施する。

附 記（平成25年7月24日）

1 この取扱いは，平成25年7月24日から実施する。

2 附記3の「第11条第1項の規定にかかわらず」を，「第9条第1項の規定にかかわらず」に改める。

附 記（平成26年7月14日）

この取扱いは，平成26年7月14日から実施する。

附 記（平成28年3月31日）

この取扱いは，平成28年4月1日から実施する。